

東京歯科医学院で野口英世が講義した 歯科法医学について（その1）*

森山徳長 福本 裕 太田 実 熱田俊之助**

要 旨

野口英世は1900年暮渡米前の5ヶ月、血協方に寄食しながら東京歯科医学院の病理学・薬物学講師をつとめた。

Amoëdo の歯科法医学を読み、学生に講義した「咬傷ノ法医的關係ニ就テ」を本論文で紹介した。

Dr. Hideyo Noguchi came back from China in July, stayed at Dr. Chiwaki's home and lectured pathology and materia medica at the Tokyo Dental College until he left for Pennsylvania on December 5, 1900.

During the few months he stayed in Tokyo, Dr. Noguchi read Oscar Amoëdo's "L'Art Dentaire en Médecine Légale" and lectured "The Relationship of the Bite Wound in Legal Medicine" to the students of the Tokyo Dental College. The lecture was introduced in detail in this article.

（キーワードズ Key words）

野口英世 Hideyo Noguchi, アメードー Oscar

* On the Legal Dentistry Lectured by Dr. Hideyo Noguchi at the Tokyo Dental College

** Norinaga Moriyama, Yutaka Fukumoto, Minoru Ohta and Shunnosuke Atsuta, Tokyo Dental College 東京歯科大学

本稿要旨は第16回日本歯科医学会総会及学術大会（1988年10月22日、日本大学会館）において、福本が口演した。

Amoëdo, 歯科法医学 Legal Dentistry

I はしがき

野口英世は赤貧の中、努力して渡部 鼎の会陽医院の薬生として勉強し、明治29年秋上京し、医

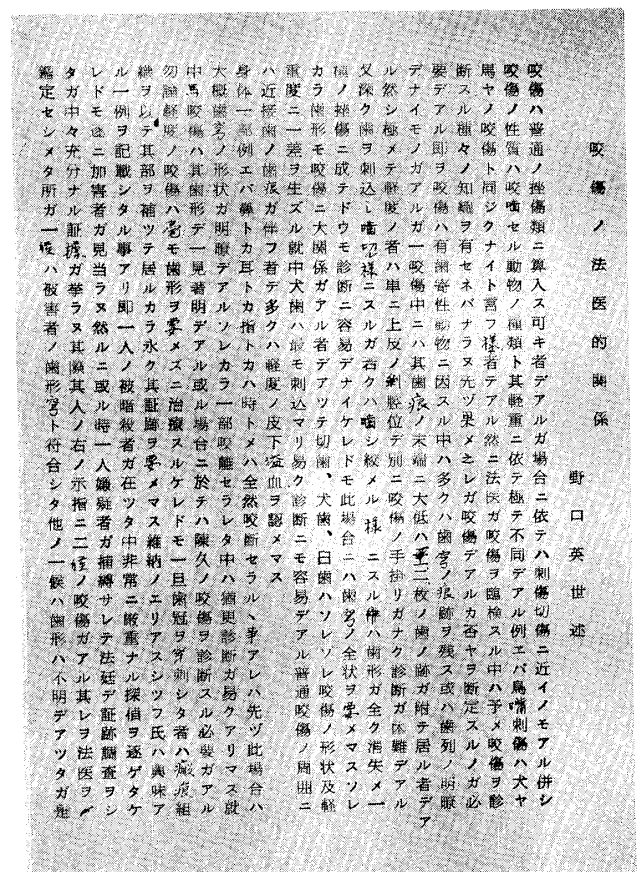


図1 野口英世述：咬傷ノ法医的關係

Fig. 1 "The Relationship of the Bite Wound in Legal Medicine" lectured by Dr. Hideyo Noguchi

術開業前期試験に合格した。しかし学資が底をつき血脇守之助をたよって高山歯科医学院の食客となった。その後血脇の援助で済世学舎にも学び、30年10月後期試験に合格した。血脇の恩義にむくいるため、夜間授業の高山歯科医学院講師となり、病理学および薬物学を講じたとされているが、具体的な文献的史料は現存しない。30年11月より順天堂病院、31年5月よりは伝染病研究所、32年7月よりは中国牛莊^{にゆうちやん}に渡り検疫官として活躍した。帰朝したのは33年7月であり、開校初年度の東京歯科医学院の講師となった。しかしその年12月5日には横浜を出帆して、Flexner 博士のペンシルバニア大学に向っているからその期間は短い。

東京歯科大学史料室には、「咬傷ノ法医的關係」野口英世述と題した、B4版半紙二つ折り4頁のタイプ印書で漢字片仮名交り文の文書が所蔵されている。旧漢字体ではないので、戦後タイプされた文書と思われる(図1)。

II 東京歯科医学院で野口が講義した 課目としての歯科法医学

野口は東京歯科医学院講義録(明治33.3~34.6)に、病理総論および歯牙形態学の執筆者に名をつらねているが、黴菌学総論は遠山椿吉、各論は中木清秀が担当している。

野口は担当の病理総論の一部、または課外としてこの講義を行い、その口述筆記を文書にしたものと思われる。文中に順天堂病院での経験例についても述べているので、明治33年秋頃東京歯科医学院で講義したものであることがわかる。

さらに、そのことを裏付ける確実な資料として、野口の死後東京歯科医学専門学校が発行した『野口英世其生涯及業績』と題する歯科学報追悼号(昭和3年8月)の記事がある。それは奥村鶴吉が書いた、『野口博士を憶う』と題する文中の以下の記述である。

『明治33年の夏、博士が牛莊から帰って間もない頃、私は初めて博士と知り合いになった。(中略)暫時本郷に下宿をして居られたが間もなく血脇先生の家に来て、私と同じ室に同居した。(中

略)

当時学校は大成中学校の二階を間借りして、夜だけ授業をして居ったのであって覚束ないランプの光の下に数十人の生徒が並んで野口さんの講義を聞いた。それは薬物学であったが、同時に記念すべき仕事が野口さんに依ってなされた。と云うのは佛国のアメードー氏の著述した歯科法医学が一冊学校に寄贈されて居って、其書物の初めには歯牙の解剖が掲載されて居る。中々有名な本だが、佛蘭西語だから私共の手にはおへない。それを野口さんがスラスラと読んで口授して呉れたので、私は傍から筆記して解剖だけ一篇にまとめた。

私は其時歯の解剖と云うものは面白いものだと云ふ印象を受けた。現在用いられている此方面の術語は、多く野口さんの訳語から出発して居るのである。

大正2年、野口さんが巴里に往った時にアメードー氏に面会する様な杵会があったとしたならば氏もどんなにか喜んだであらう。しかし其頃には野口さんも既にそんな事は忘れて居ったに相違ないし、第一、ア氏は今以て自分の書物の一部がそんな大学者に依て翻訳されたことがあったと云う事すら、知らないで居るだらうと思われるのである。

同居数月にして野口さんは米国に向った。私には新橋駅に送って往った人々の顔を、今でも思い出す事の出来る程鮮明な感じが残っている。しかし御当人も見送りの人々も、今日私共が知って居る如き出世を、野口さんに期待したものはなかったと思われる。何れ数年したら帰って来ると思って居た。私は、其時にはまた学校の教室で、例の「ココントリ」(此處)を連発して、講義をする事だろうと想像した。(後略)』

以上を要約すれば、野口が Amoëdo の歯科法医学を訳したその前半が東京歯科医学院講義録の歯牙形態学となり、また病理学または課外として歯科法医学の一部を講義したものである。

残念ながら講義録の原史料は第1号しかないので細部はわからない。講義録第2集の歯科医学講義では奥村が歯牙組織学解剖学を担当しているの

で、奥村自身の証言のように野口が最初に口述した訳語が定着したものであろう。

III 野口英世述『咬傷ノ法医的關係』

講義の筆記は、段落の少ない一連の文章である。それを分解し、項目別になると以下の内容を含んでいる。

- 1 咬傷の定義
 - 2 鑑別診断の必要性
 - 3 咬痕の特長と咬傷の種類
 - 4 咬傷による裁判判例
 - 5 人による咬傷とその診断
 - 6 動物の咬傷とその診断
- 1～3は総論、5～6は各論である。

『咬傷ハ普通ノ挫傷ニ算入ス可キ者デアルが、場合ニ依テハ刺傷、切傷ニ近イノモアル。併シ咬傷ノ性質ハ咬嚙セル動物ノ其輕重ニ依テ極テ不同デアル。例エバ鳥嘴刺傷ハ犬ヤ馬ヤノ咬傷ト同ジクナイト言フ様ナ者デアル』という書き出しで、先ず定義を述べ、次に

『然ルニ法医ガ咬傷ヲ臨検スル中デハ予メ咬傷ヲ診断スル種々ノ知識ヲ有セネバナラス。先ズ果シテ之ガ咬傷デアルカ否ヤヲ断定スルノガ必要デアル。……』と、鑑別診断の必要性を述べる。

その具体的例として咬痕の特長と種類を例をあげて以下のように説明する（以下現代文）。

『齒を有する動物が原因の咬傷は齒穹の痕跡が残り、一つの咬傷の中にはたいてい十二枚の齒の跡がつくものである。しかし軽い場合は上皮の剝離ぐらいで診断が困難である。傷が深い場合には齒列穹全体の形態が残される。

それから齒の形も大いに関係があつて切齒、犬齒、臼齒で差が出るし、犬齒は最も診断し易い。咬傷の周囲には隣接齒の齒痕が伴い、多くは皮下溢血を認める。

身体の一部、鼻耳指などが咬断された場合は齒列穹の状態が明瞭にわかり、一部分だけが咬離された場合はなおさら診断はたやすい。

馬の咬傷は、その齒形によって特長がはっきりしている。また古くなった咬傷を診断する必要がある場合があるけれども、軽い咬傷は治ってし

まって齒の痕は残らないが、齒冠が噛み込まれていた場合には、癰痕組織が診断上の証拠となる。

つぎに、咬傷により解決した裁判の興味ある判例を紹介する。

ウィーンのエリアシッフ氏の報告であるが、暗殺事件の被疑者がいろいろ取り調べを受けても確証がつかめなかった。ところが、被疑者の示指に二条の咬傷があつた。法医の鑑定では、そのうちのひとつは被害者の齒形穹と一致したので犯行が明らかになったという。』

以上で総論的な記述を終り、次に各論的にヒトおよび動物による咬傷について述べる。

『ヒトの咬傷は、斗争中に防禦のために受けるのが大多数で囚人に多い。ツーモル氏の報告には、左耳咬断、鼻翼の欠損などがあつた。殺人犯の囚人の受咬部位は、ふつう手掌と足であるが、斗争中には、耳、鼻などを噛切ることがしばしばある。

人咬傷の診断には、ふつうは歯科医を呼出して鑑定させる方が正確である。その場合第一に注意すべきは、齒穹、齒冠、齒列と、その特長を調査し、受傷度の輕重を明かにすることである。

第二に、大獸の咬傷と較べれば良性である点である。加害者の咀嚼筋力に比例するもので、G.V.ブラックは測定器を発明しているが、法医的には必要はない。

それから人咬傷が、よく顔面、耳、鼻、手掌など異様な部分にあるのは、斗争中とっさの間に起る現象であつて、人咬傷診断上大切な点である。また化膿しやすく、指や手を切断する必要が生づることが多い。

つぎに、動物による咬傷はよく実際に見られるもので、肉食獸、鼠族、鳥族、蛇族などに噛まれる。それぞれに特異点を持っているから、鑑別は容易である。

法医が動物咬傷の診断に注意すべき点は、

- 一、はたして動物による咬傷であるか
- 二、如何なる動物によるか
- 三、咬傷の輕重

四、咬傷が生前、死後のどちらの時に受けたものか

などである。

大肉食動物による咬傷は常に重大で、組織の挫砕が著しい。アルゼリーの軍医ジュフルはライオンに嚙殺された人を解剖したが、歯跡は極めて鋭利で剃刀で切った様であったという。

犬猫の咬傷も、肉食獣の本領を発揮して鋭利である。猫の歯は犬より鋭く、犬は咬付いてから振り廻す性質がある。

反芻類の咬傷はきわめて希で、顎によって組織を挫砕する。

単蹄類の咬傷は往々目撃する所で、なかなか重傷を負わすことが多い。それは歯の排列と、顎の力が強いためである。外国には多数の症例報告文献がある(略)。私は順天堂にいた頃、馬の咬傷を数例実際に見たが、中には外皮には溢血などわずかな跡があるだけで、前膊の骨折を起した例を見たことがある。馬の切歯は年齢と共に磨耗して平坦になるから、組織を挟み易くなる。故に馬咬傷には軽重の差が大きく、外皮に止るものもあれば、筋肉に及ぶものあり、さらには骨を砕くものがある。また受傷部位の瀬度は、手指、鼻、口、耳、前膊の順である(後略)。

蛇類の歯牙は彎曲した円錐位で、毒素を輸入できる装置になっている。

鳥類の場合はいつも上下嘴の二点が残し、上嘴が深く刺さる。』

IV おわりに

明治33年秋、東京歯科医学院講師野口英世はAmoëdoのL'Art Dentaire en Médecine Légaleを読み、順天堂時代の経験も交え、咬傷について歯科法医学の講義を行った。渡米し世界の学界に勇飛した野口の、若き日の業績の一つに歯科法医学があったことは興味ある史実である。本稿ではその経緯について述べ、講義内容を紹介した。この資料の出所についてはさらに検討が必要であると考えている。

参考文献

- 1) 松宮誠一編：『血脇守之助伝』 血脇守之助伝編集委員会。学校法人東京歯科大学，昭和54年2月24日。
- 2) 奥村鶴吉：『野口英世伝』。岩波書店，東京，昭和8年7月5日。
- 3) 野口英世述：咬傷ノ法医的關係。東京歯科大学史料室蔵。
- 4) 奥村鶴吉：『野口博士を憶う』。(野口英世其生涯及業績)。pp. 19-26，歯科学報33巻8号，昭和3年8月。
- 5) Oscar Amoëdo: L'Art Dentaire en Médecine Légale Paris, Masson et Cie, Libraires de L'Académie de Médecine, 1898.

著者への連絡先：〒112 文京区白山 5-3-12

森山徳長

Tel. 03-3812-2950